

諮問日：平成29年8月28日（平成29年度（最情）諮問第51号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（最情）答申第64号）

件名：判事補の司法研修所における成績分布が分かる文書の不開示判断（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第69期判事補の、司法研修所における成績分布が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年7月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

また、日本弁護士連合会ホームページに掲載されている「新人受入型弁護士任官支援事務所ガイドライン」には、「判事補任官の場合、3年以上の弁護士経験が求められます。また、いわゆる二回試験の成績が、概ね上位3分の1に入っていることとされています。」と記載されているから、第69期判事補任官希望者の成績が概ね上位3分の1に入っているかどうかを確認するために、本件開示申出文書が作成されたといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所では、各期の司法修習生の成績分布を示した文書を作成する必要

性がないことから、成績を集計、加工して成績分布が分かるような文書を作成することはしていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年8月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同日 審議
- ⑤ 平成30年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所では、各期の司法修習生の成績分布を示した文書を作成する必要性がないことから、成績を集計、整理するなどして成績分布が分かるような文書を作成することはしていないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。この点について、苦情申出人は、資料を提出して、本件開示申出文書が作成されたといえるなどと主張するが、当該資料の記載内容を踏まえても、第69期の判事補任官希望者について成績分布が分かるような文書を作成する必要があるとは認められない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人